

愛媛県総合運動公園管理運営要綱

(趣 旨)

第1条 愛媛県総合運動公園(以下「運動公園」という。)の指定管理者である公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団(以下「事業団」という。)が行う運動公園の管理運営については、愛媛県立都市公園条例(昭和34年3月24日条例第19号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(開園時間等)

第2条 運動公園の開園時間は、午前9時から午後9時までとする。

- 2 運動公園の各スポーツ施設の利用時間は、陸上競技場、体育館、補助体育館、テニスコート(屋根なし、屋根付き)、多目的広場及び弓道場は、午前9時から午後9時までとし、補助競技場、球技場及び相撲場は、午前9時から午後5時までとする。
- 3 事業団の理事長(以下「理事長」という。)は、前2項の規定にかかわらず、管理運営上特に必要があると認められる場合は、開園時間及び利用時間を変更することがある。
- 4 第2項に規定するスポーツ施設及び管理運営上支障がある施設(以下「スポーツ施設等」という。)を除き、運動公園は自由な利用に供するものとする。

(休園日等)

第3条 運動公園の休園日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、管理運営上特に必要があると認められる場合は、臨時に休園し、又は休園日に運動公園を利用させることがある。
- 3 理事長は、管理運営上特に必要があると認められる場合は、スポーツ施設等の全部又は一部の利用を休止することがある。

(利用の形態)

第4条 運動公園の第2条第2項に規定する施設の利用の形態は、専用利用及び共同利用とする。

- 2 専用利用とは、施設の全部または一部を専用して利用することをいう。
- 3 共同利用とは、共同で施設を利用することをいう。

(専用利用)

第5条 専用利用をしようとする者は、原則として、利用日の3ヵ月前から愛媛県施設利用予約システム、運動公園の窓口、電話、インターネット及びメール等で仮予約ができるものとする。

- 2 専用利用をしようとする者は、原則として、利用日の5日前までに愛媛県総合運動公園利用許可申請書(様式第1号)を事業団に提出し予約を確定しなければならない。ただし、大会等での利用を目的とせず附属施設の利用がないテニスコート(屋根なし、屋根付き)の利用については、利用日当日まで愛媛県総合運動公園利用許可申請書(様式第1号の2)の提出を受付けるものとする。

- 3 前項に定める愛媛県総合運動公園利用許可申請書(以下「利用許可申請書」という。)は、開館日の午前9時から午後9時までの間に受付けるものとする。
- 4 理事長は、利用許可申請書を受付けた場合は、その内容を審査し適当であると認めるときは、施設の利用を許可するものとする。
- 5 理事長は、前項の規定により施設の利用を許可する場合は、当該申請をした者に対し、愛媛県総合運動公園利用許可書(様式第2号。以下「利用許可書」という。)を利用許可申請書又は利用許可書裏面に記載している利用上の注意事項を遵守することを条件に交付するものとする。この場合において、運動公園の管理運営又は公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付することがある。
- 6 理事長は、第1項に定める期間外に利用許可申請書の提出があった場合において、特に理由があると認めるときは、同項の利用の許可をすることがある。
- 7 運動公園の利用の許可を受けた者(以下「専用利用者」という。)は、運動公園の利用に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の変更)

第6条 専用利用者は、次の各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、原則として、利用日の5日前までに愛媛県総合運動公園利用変更許可申請書(様式第3号)に利用許可書を添えて理事長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 利用日時、利用施設
 - (2) 入場料の有無
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、許可に係る事項のうち重要なもの
- 2 理事長は、変更理由がやむを得ないと認められ、かつ変更しようとする日時に予約が入っていない場合に限り許可するものとする。ただし、テニスコートの屋根付きから屋根なしへの利用施設の変更は認めない。

(許可の取消し等)

第7条 理事長は、専用利用者が条例第15条の9の規定に該当する場合若しくは利用料金が納付されないときは、利用の許可を取り消し、又は停止することができる。

- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、管理運営上等特に必要があると認められる場合は、利用の許可を取り消し、又は停止することができる。

(利用料金の納付)

第8条 専用利用者は、利用料金を事業団に前納しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、利用料金を後納させ、又は分納させることができるものとし、納付しようとする者は、利用日の5日前までに愛媛県総合運動公園利用料金後納(分納)承認申請書(様式第4号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 競技団体が入場料を徴収して、専用利用する場合に、利用料の額に入場料収入額の10分の1の額を加算金として納付する場合。
 - (2) 競技団体以外のものが入場料を徴収して専用利用する場合に、利用料の額に入場料収入額の5分の1の額を加算金として納付する場合。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長がやむを得ないと認める場合。
- 3 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、天災その他利用者の責めに帰す

ることができない事由により利用が不能になった時は、愛媛県総合運動公園施設利用料金還付申請書(様式5号)を理事長に提出し、還付を受けることができる。

(共同利用)

第9条 運動公園の施設は、専用利用がない場合に限り共同利用を受入れるものとする。ただし、体育館、補助体育館及び多目的広場については、共同利用の受入れは午後5時までとする。

- 2 共同利用については、第5条第1項に定める仮予約の規定の適用がない。
- 3 共同利用をしようとする者は、愛媛県総合運動公園共同利用許可申請書(様式第6号。以下「共同利用申請書」という。)を、利用日当日に事業団に提出し、その許可を受けなければならない。
- 4 共同利用については、共同利用申請書を受付けた時点で提示する利用上の注意事項の遵守を条件に、施設の利用を許可するものとする。
- 5 第7条の規定は、前項により共同利用を許可した者について準用する。

(利用料金の額)

第10条 条例第15条の11の規定に基づいて事業団が定める利用料金の額は、別表のとおりとする。

(利用料金の減免)

第11条 条例第15条の12第2号の規定に基づき、「総合運動公園の管理運営に関する基本協定書」第32条第4号で知事が特に必要があると認めて指示する場合は、次のとおりとする。

- (1) 「ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料減免規則」(平成15年愛媛県規則第50号)第2条第2項に規定する「いーよポイント」との引換えによる施設等の利用申込みがあった場合。
- (2) 愛媛FCが陸上競技場及び陸上競技場ナイター設備を利用する場合並びに愛媛オレンジバイキングスが体育館を利用する場合。
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者(介護を要する者1名につき1名)並びに65歳以上の者(以下「身体障がい者等」という。)が施設等を利用するとき(施設を専用利用する場合に)
あつては、身体障がい者等のみが利用する場合に限る。))。

- 2 条例第15条の12第3号の規定に基づき、事業団が減免を行う場合は、第2条第2項に規定する施設を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において理事長が必要と認めた場合とする。
- 3 条例第15条の12の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、愛媛県総合運動公園利用料金減免申請書(様式第7号)及び事業の実施要領等に該当すると認めうる書類を提出しなければならない。
- 4 第1項第1号の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、いーよネット愛媛県運動公園施設利用料金減免申請書(様式第8号)に、いーよシールを貼付し、提出しなければならない。

(遵守事項等)

第12条 運動公園に入園した者(以下「運動公園利用者」という。)は、条例第3条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運動公園において、他人の迷惑になるような行動をしないこと。
 - (2) 運動公園の施設、附属施設、設備及び備品を損傷しないこと。
 - (3) 承認を得ないで施設、附属設備及び備品の原状を変更しないこと。
 - (4) 利用の許可を受けた施設、附属設備及び備品以外のもの(予め届け出た搬入物品を除く)を利用しないこと。
 - (5) 承認を得ないで、附属設備及び備品を運動公園の外に持ち出さないこと。
 - (6) 利用時間を厳守し、利用後はすみやかに施設から退出すること。
 - (7) 飲食及び喫煙は指定された場所で行うこと。
 - (8) 承認を得ないで、運動公園において宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、又は掲示しないこと。
 - (9) 承認を得ないで、運動公園の施設、附属施設から電気、水道水を取得しないこと。
 - (10) 施設内へ動物類を持込まないこと。ただし、盲導犬、介助犬等は、この限りでない。
 - (11) 前各号に定めるもののほか、運動公園の秩序を乱すような行為をしないこと。
- 2 中央広場、子ども広場及び幼年広場等を多人数で利用をしようとする者、並びにキャンプ場又はオリエンテーリングコースを利用しようとする者は、愛媛県総合運動公園内施設利用申込書(様式第9号)を理事長に提出し、条例及び前項に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 3 業務上又は大会等のイベント開催において、運動公園内(幹線道路及び幹線道路沿いの駐車場を除く。)への車両の乗り入れ及び駐車が必要とする者は、愛媛県総合運動公園内車両進入及び臨時駐車許可申請書(様式第10号。以下「駐車許可申請書」という。)を理事長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 4 理事長は、駐車許可申請書を受付けた場合は、その内容を審査し適当であると認めるときは、駐車許可申請書記載の許可の条件を遵守することを条件に許可するものとする。

(施設等損傷の届出)

第13条 運動公園利用者は施設、附属施設、設備及び備品を損傷した場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

- 2 理事長は、前項の届出のうち重大なものは、愛媛県にその旨を報告するものとする。

(損害賠償等)

第14条 事業団は、自己の責めに帰すべき理由により運動公園の施設等を滅失、損傷し、又は汚損した者に対して、原状に回復させ、又はそれによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(原状回復義務)

第15条 運動公園利用者は、運動公園の施設、附属施設、設備及び備品の利用を終えたときは、運動公園の職員の指示に従い、すみやかに設備及び備品を所定の場所に整理し、運動公園に搬入した物品を搬出し、利用により生じたごみを回収するなど原状回復をしなければならない。

(利用の指示及び調査)

第16条 理事長は、運動公園の秩序の維持及び管理上必要があると認めるときは、運動公園利用者に対し、その利用について指示をし、又は利用中の施設に運動公園の職員を立ち入らせ、利用の現状を調査させることができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるものを除くほか、運動公園の管理運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 1月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月1日から施行する。